



つみたてNISA Meetup 女子部

#つみっぴ

平成30年2月15日
金融庁 会議室

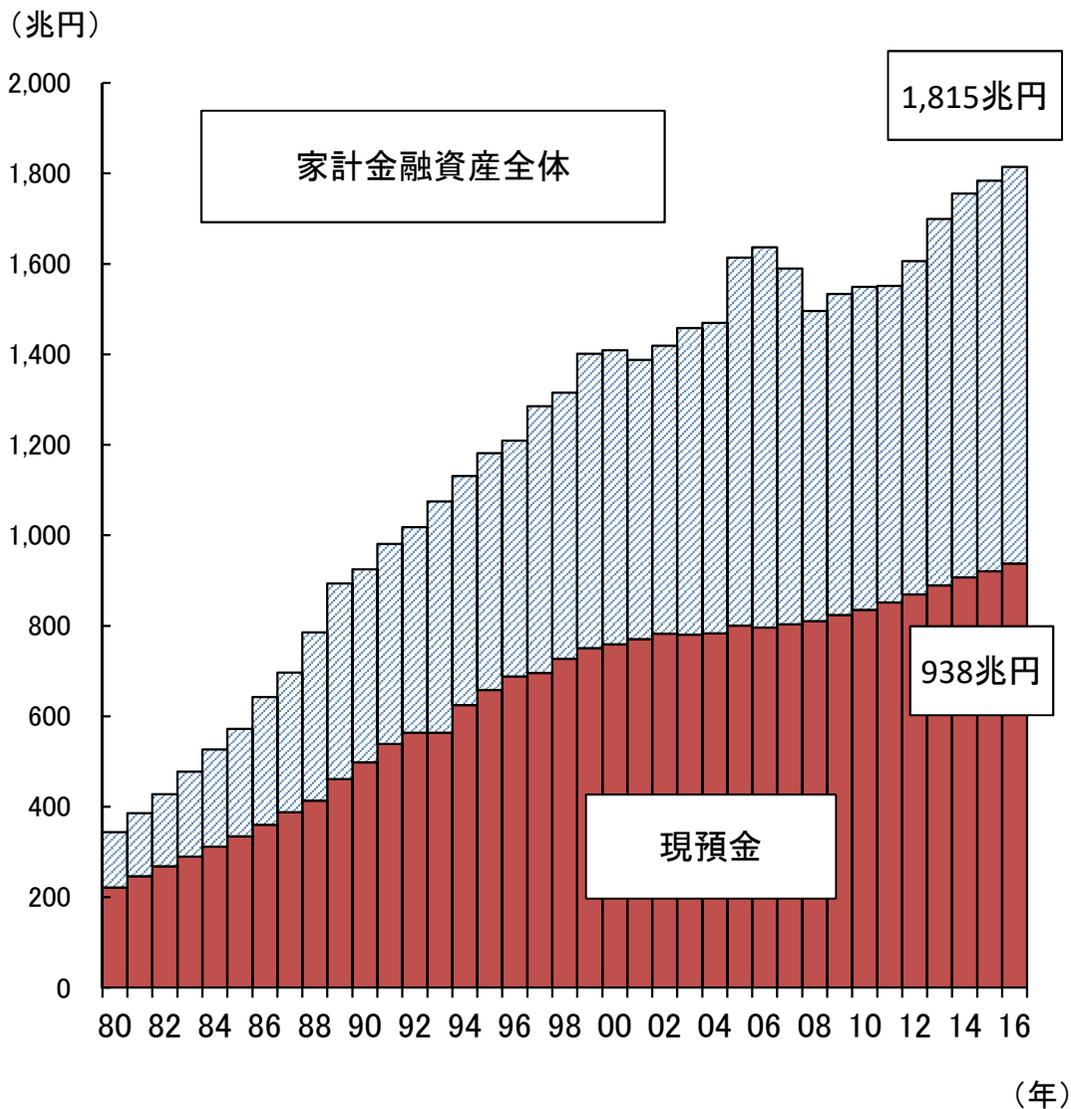


メモ



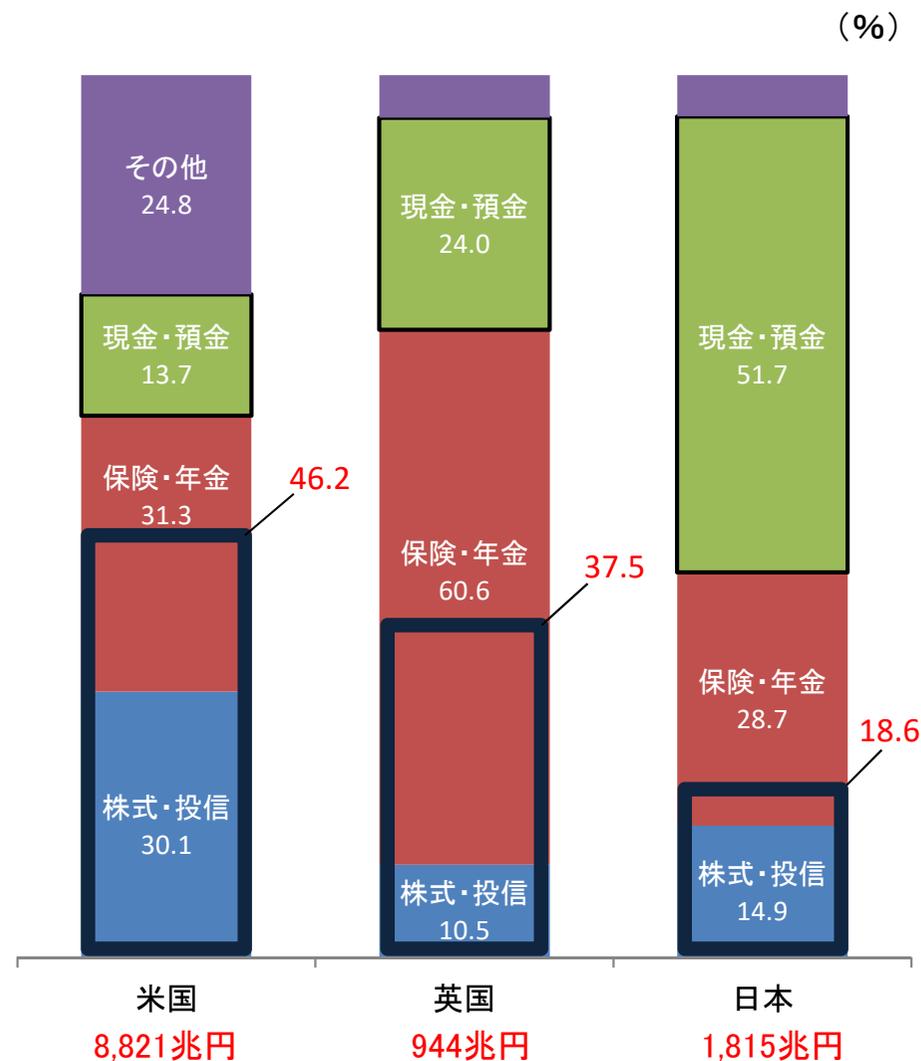
家計金融資産の推移・構成比

我が国の家計金融資産推移



(出典) 日本銀行より、金融庁作成

各国の家計金融資産 構成比(2016年末)



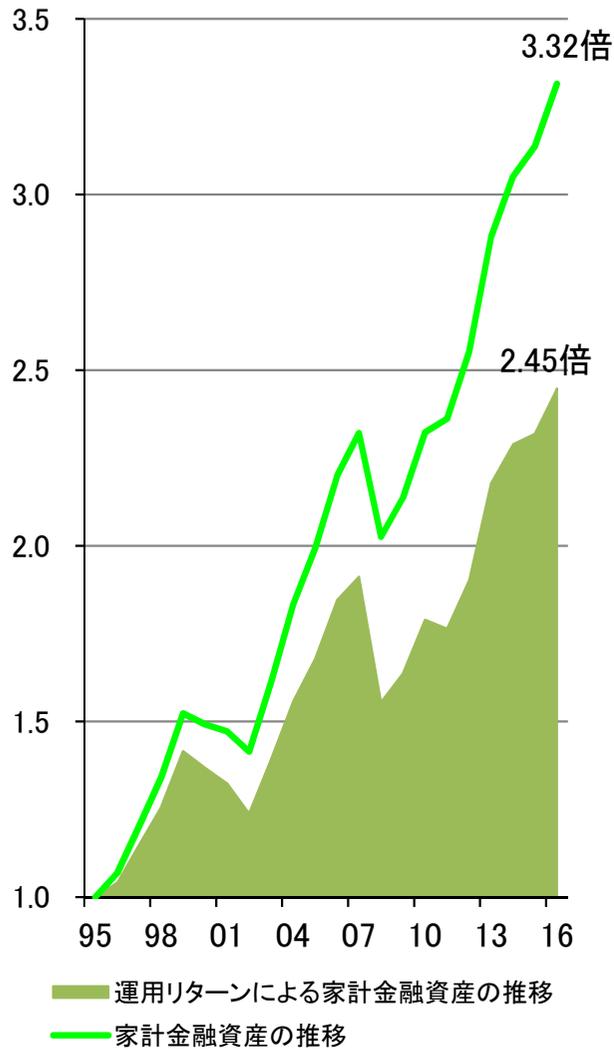
□ の部分は間接保有を含む株式・投信投資割合

(注) 16年12月末の為替レートにて換算(1ドル=116.9円、1ポンド=144.2円)。

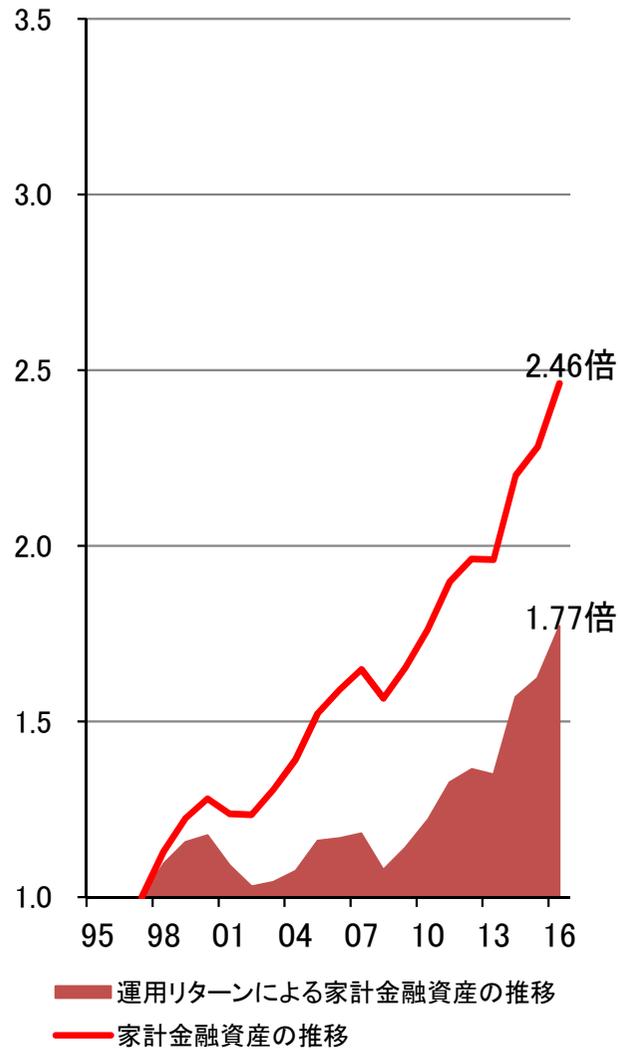
(出典) FRB、BOE、日本銀行より、金融庁作成

各国の家計金融資産の推移

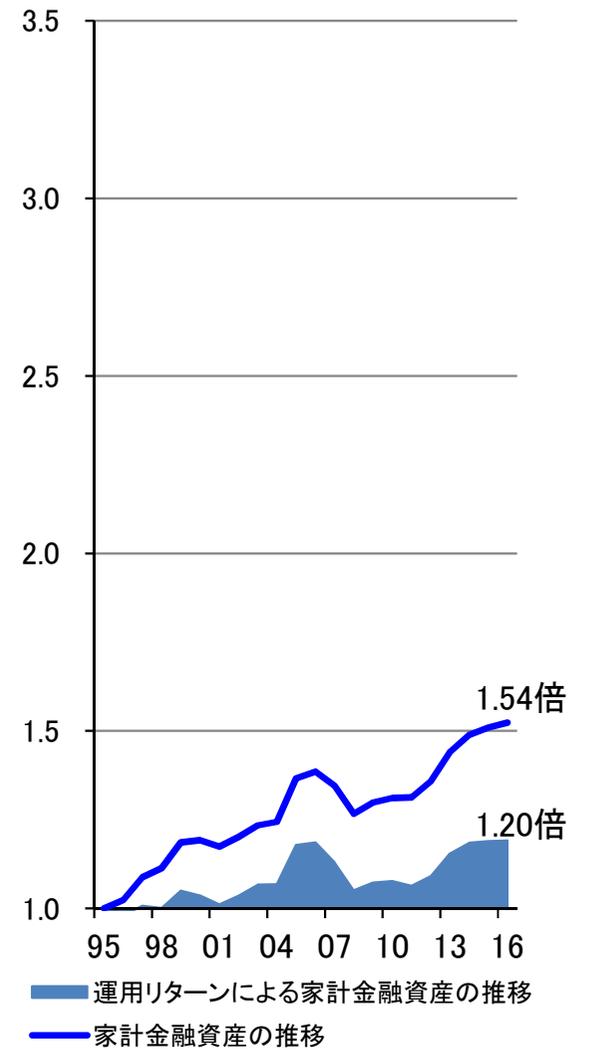
【米国】



【英国】



【日本】



(注) 1995年=1(英国のみ1997年=1)とする。

(出典) FRB、BOE、日本銀行より、金融庁作成

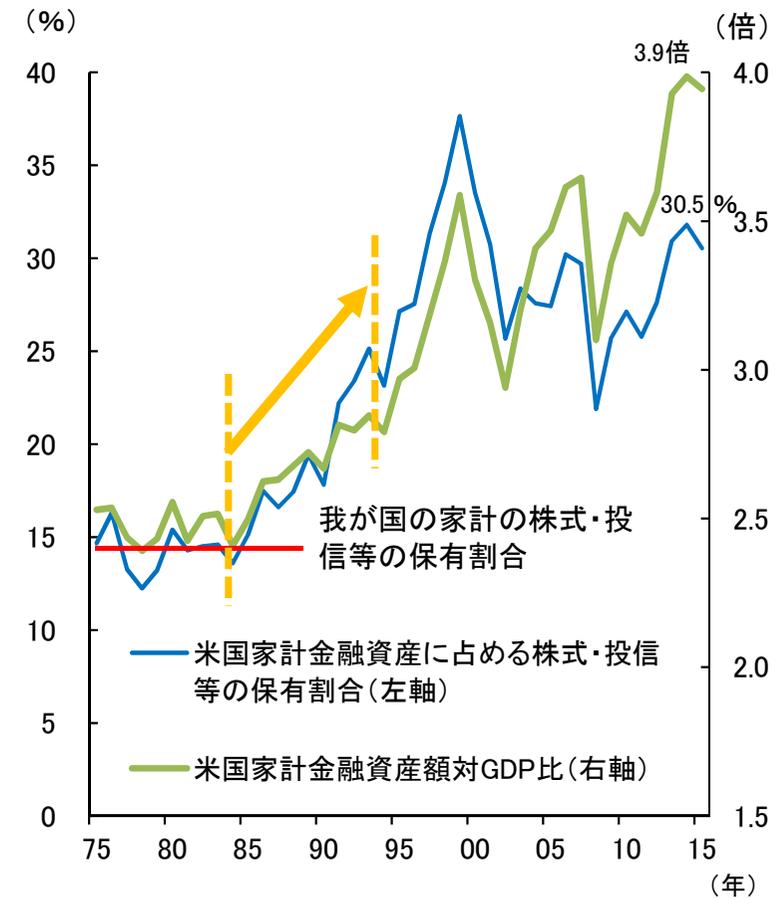
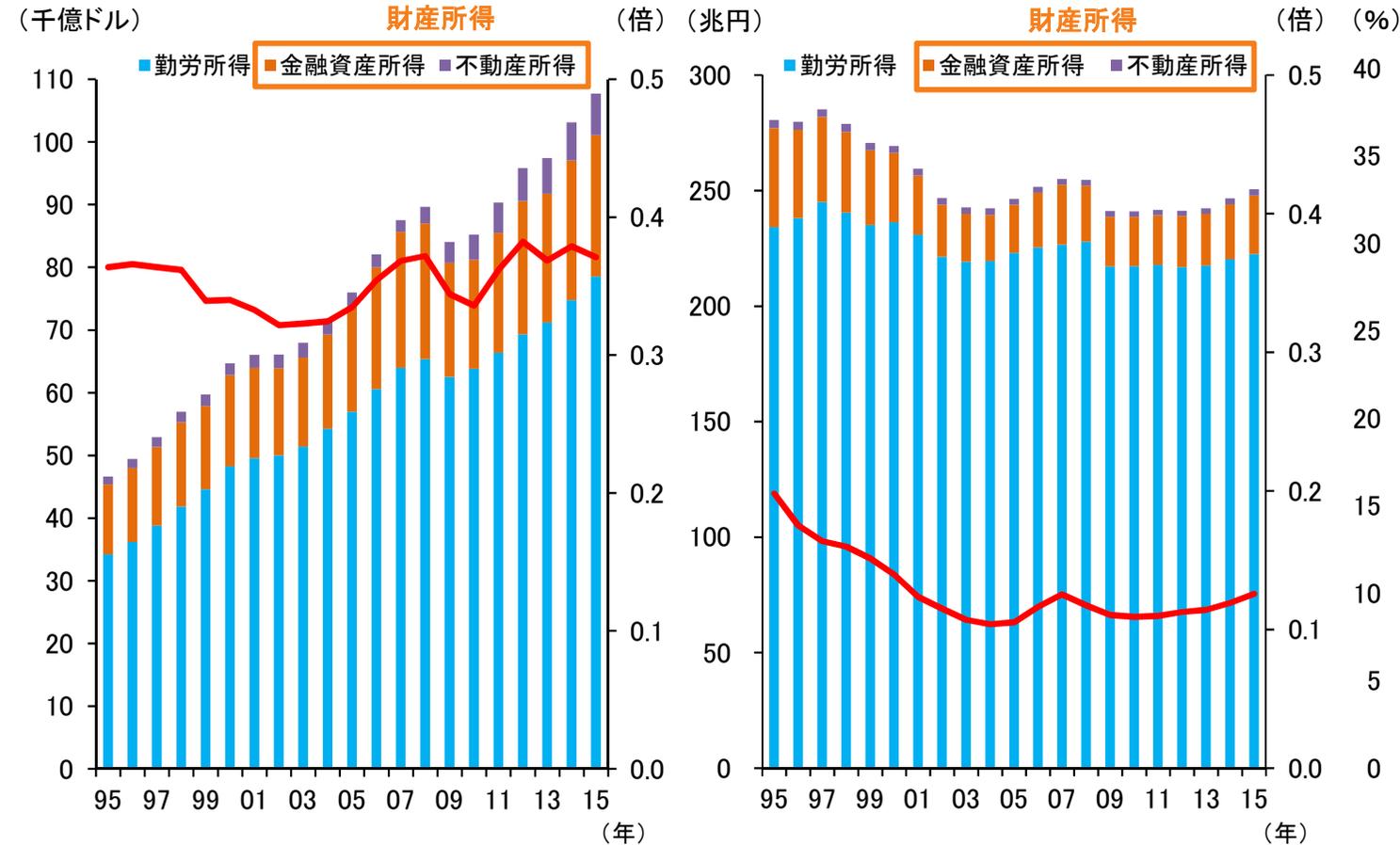
家計所得の日米比較

家計所得の構成比

米国における政策対応の効果

【米国】

【日本】



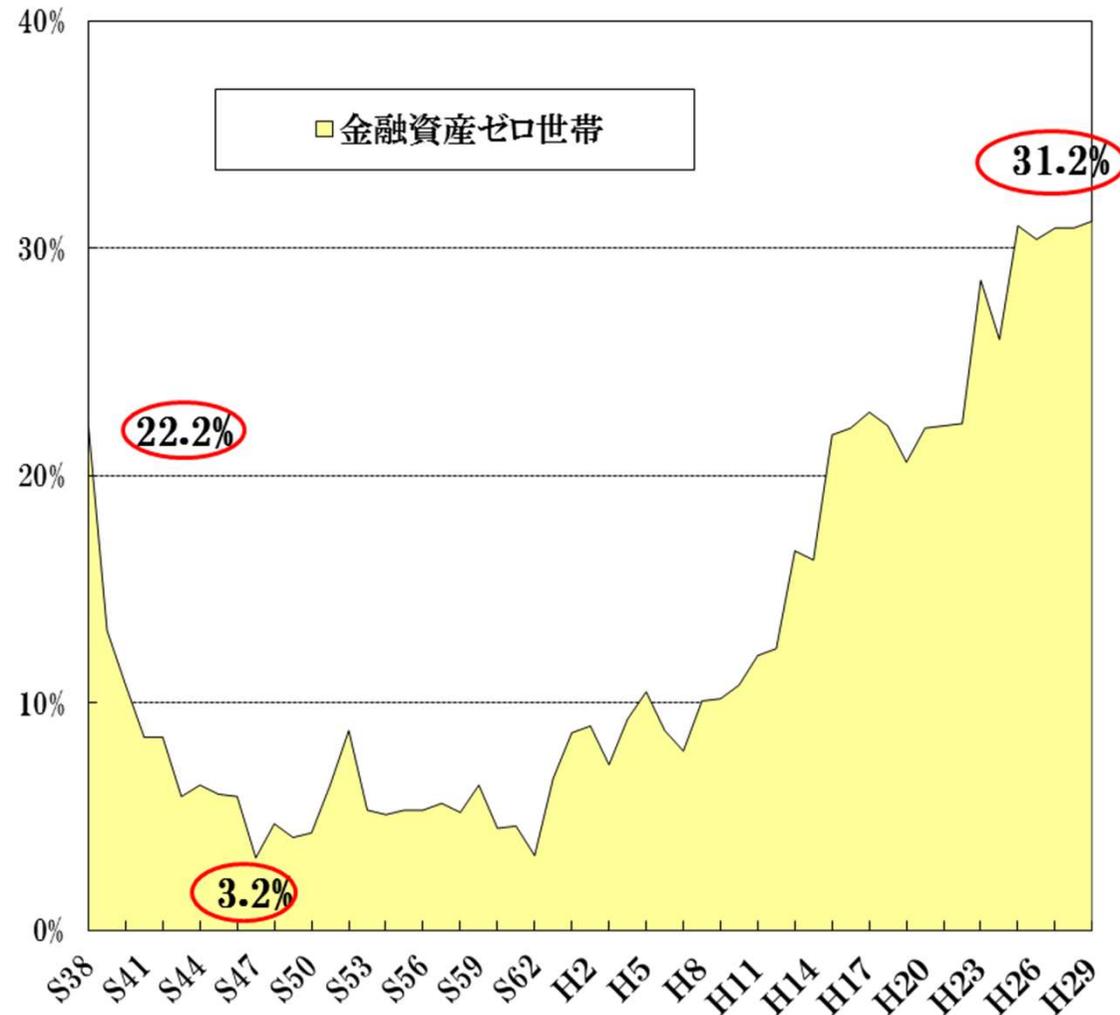
(注) 赤線は、財産所得の勤労所得に対する比率(右軸)。

(出典) 日本:内閣府、米国:Bureau of Economic Analysis

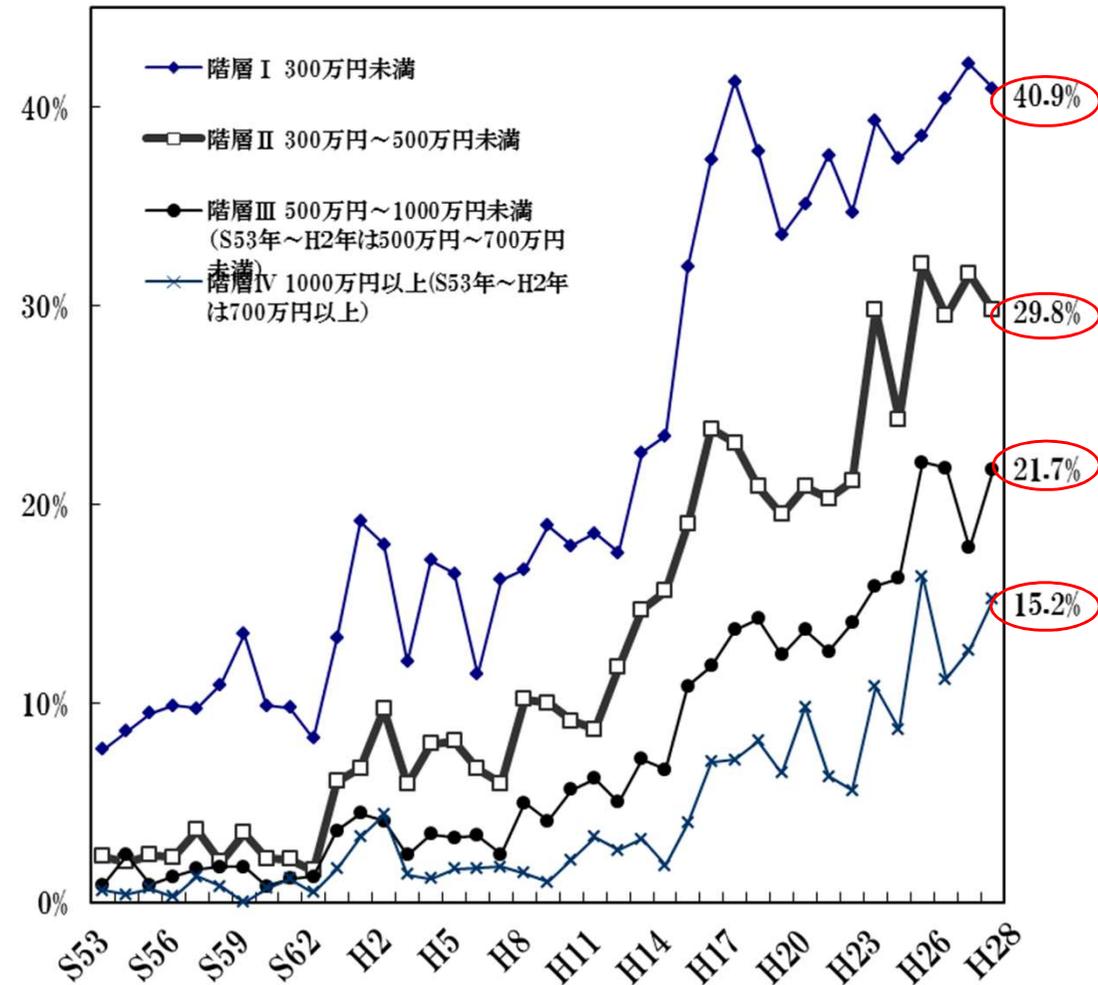
(出典)FRB、米 Bureau of Economic Analysisより、金融庁作成

金融資産「ゼロ」世帯 過去最高（平成29年調査）

金融資産「ゼロ」世帯の推移



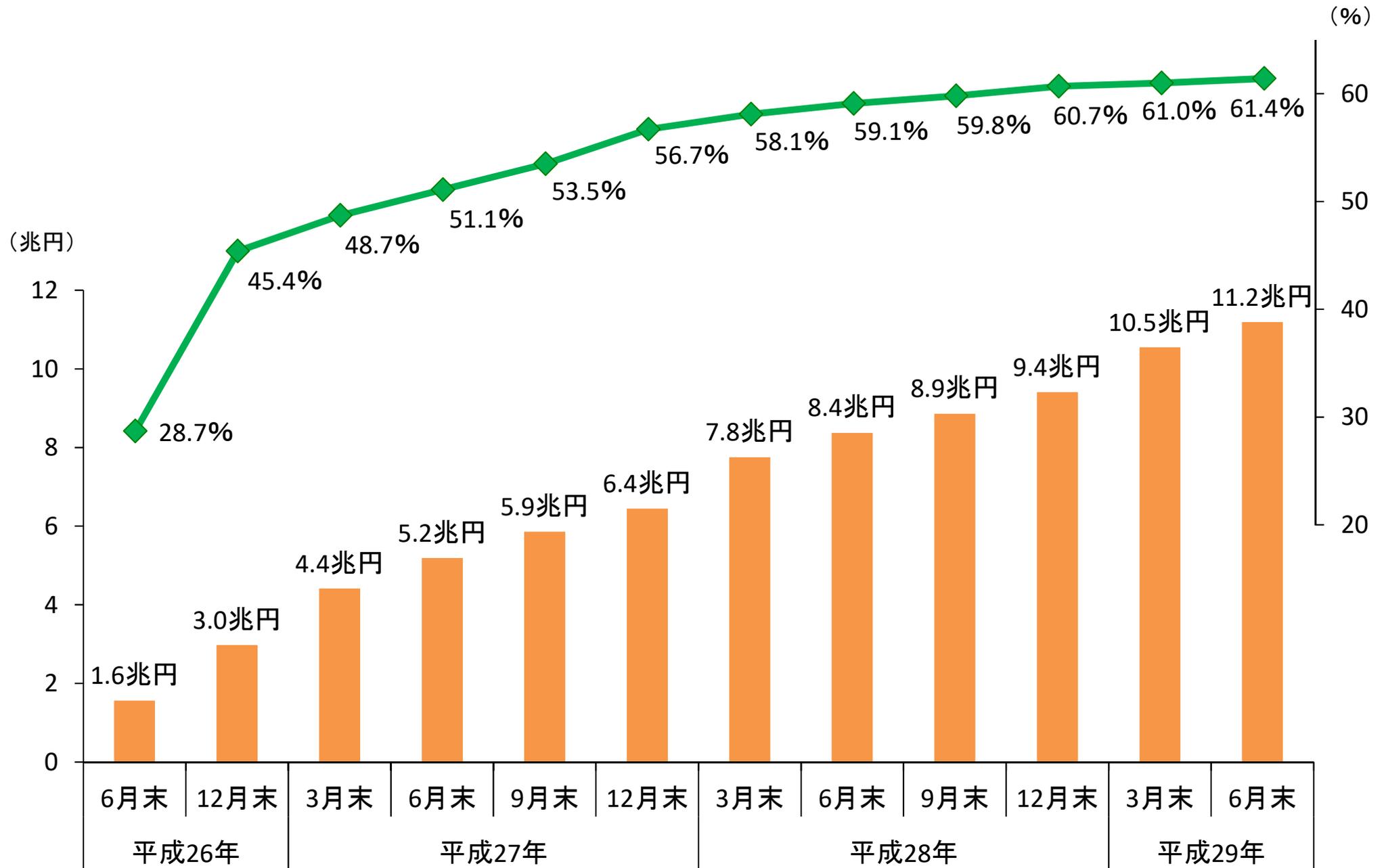
収入階層別の金融資産「ゼロ」世帯比率



(注1) 金融資産とは、預貯金、信託、保険、有価証券等。ただし、事業性預貯金、給与振込や振替等で一時的にしか口座にとどまらない預貯金等は除く。

(出典) 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」(二人以上世帯調査)

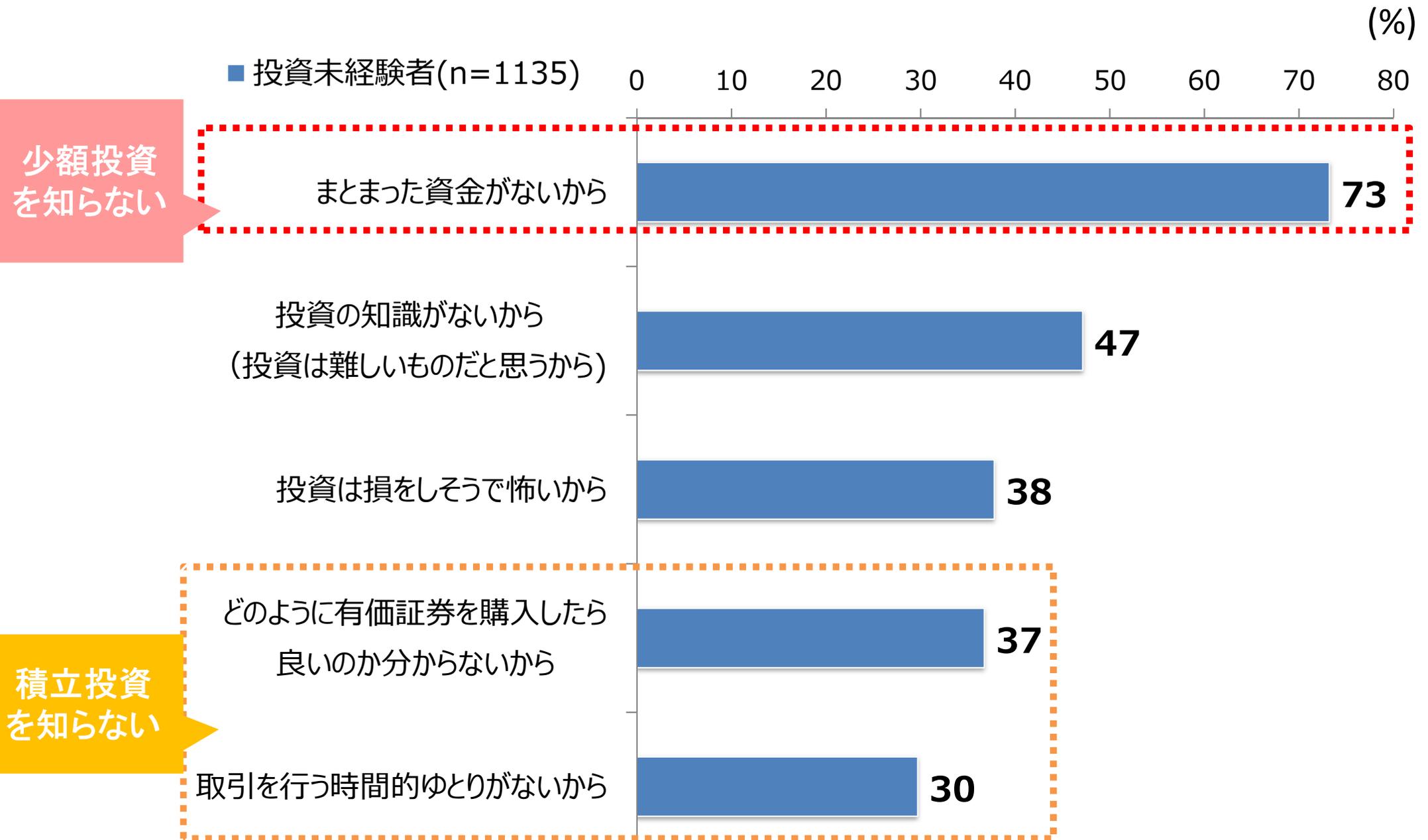
NISA口座稼働率・買付額の推移



(注) 稼働率は、NISAが開始した平成26年以降で一度でも買付けがあった口座(稼働口座)の割合。

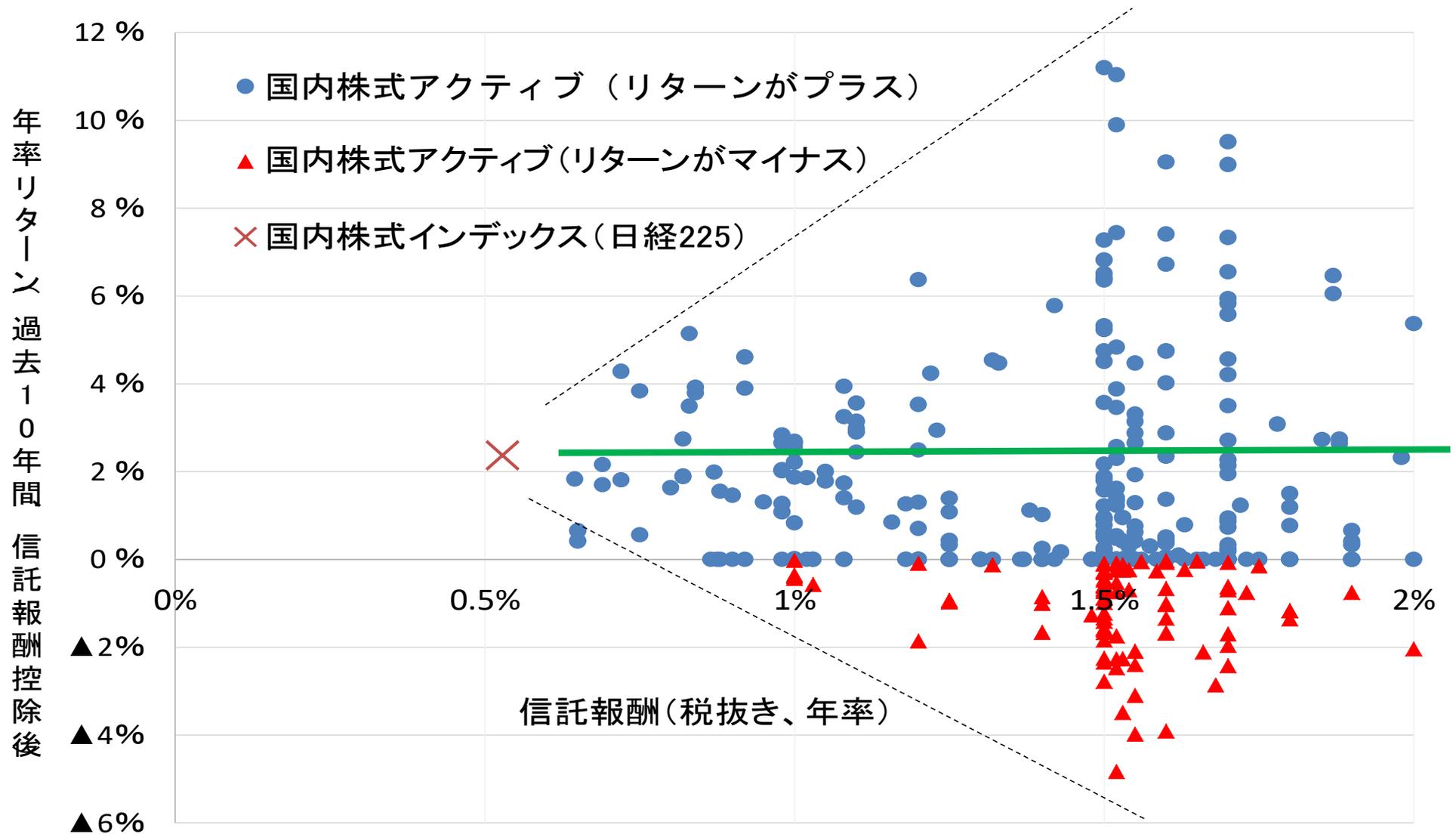
(出典) 稼働率: 日本証券業協会、累積投資額: 金融庁

投資は必要だと思うが、投資を行わない理由



(出典) 金融庁「国民のNISAの利用状況等に関するアンケート調査(2016年2月)」

国内株式アクティブ運用投資信託の信託報酬とリターン



(注1) 10年以上存続している国内株式へ投資するアクティブ運用投資信託 (DC専用を除く281本) について調査。

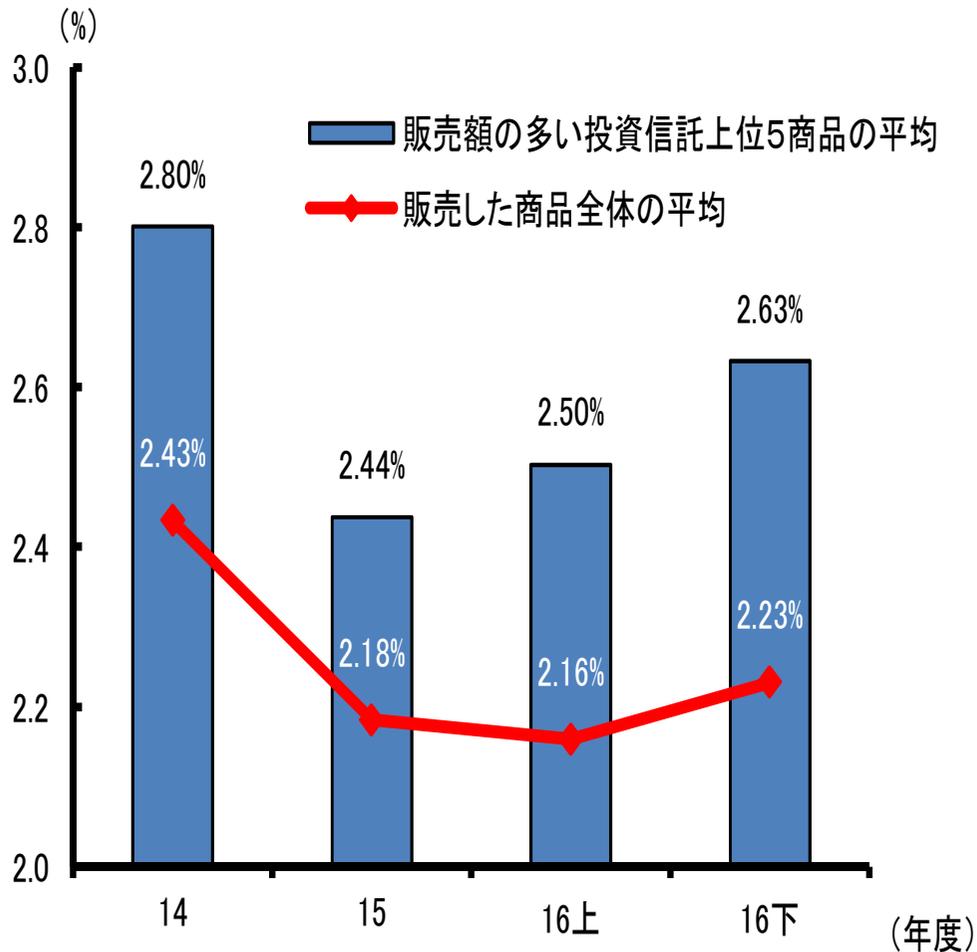
(注2) 信託報酬には、ファンドオブファンズの場合、投資先ファンドの信託報酬を含む。

(注3) 緑線は、国内株式インデックス (日経225) の年率リターンを示す。

(資料) QUICK、Bloomberg (2016年11月末時点) より、金融庁作成。

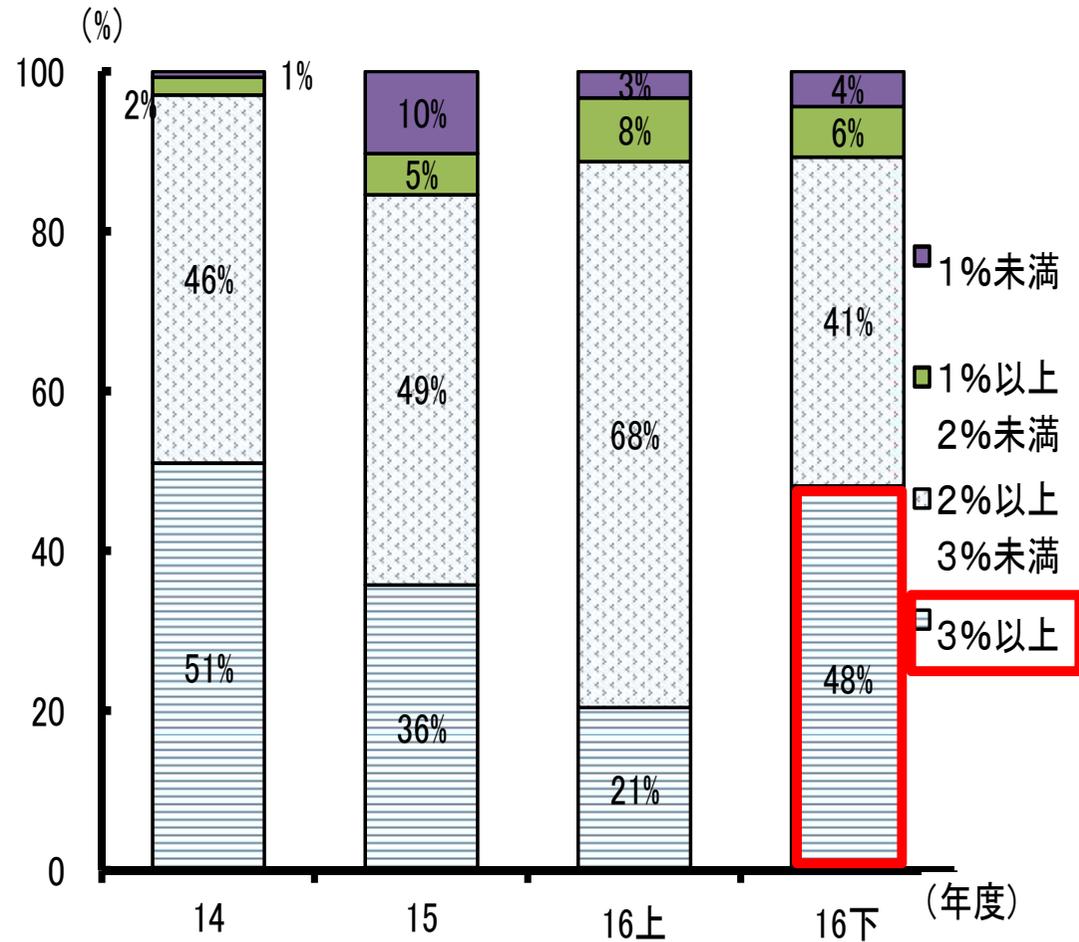
投資信託における販売手数料の現状

投資信託の平均販売手数料の推移



(注1) 主要行等8行及び地域銀行10行の回答を集計。
 (注2) 販売額の多い投資信託は、各対象行における販売額上位5商品。
 (注3) 数値は全て加重平均値。
 (資料) 金融庁

投資信託における販売手数料の階層推移



(注1) 主要行等8行及び地域銀行10行における販売額上位5商品の手数料率の階層別割合。
 (注2) 数値は全て加重平均値。
 (資料) 金融庁

家計の安定的な資産形成に向けた取組み

[つみたてNISAの創設]

- 家計による少額からの長期・積立・分散投資を税制面から促進
 - ⇒ 1月からドルコスト平均法に特化したNISAである「つみたてNISA」がスタート
 - ⇒ 対象商品は長期・積立・分散投資に適した一定の投資信託に絞込み(約6千本のうち百本強)
 - ⇒ 職域単位でのつみたてNISAの導入(職場つみたてNISA)を推進。金融庁自ら導入し、官民に横展開

[金融機関の顧客本位の業務運営の確立・定着]

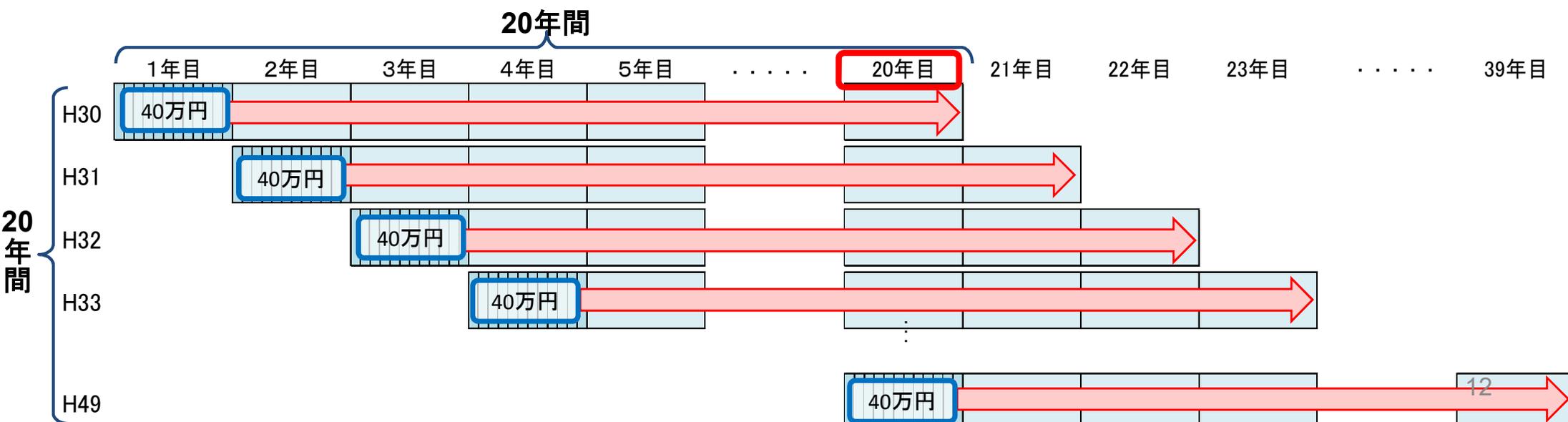
- 家計の安定的な資産形成の実現のためには、金融機関が顧客本位の業務運営を行うことが重要
 - ⇒ 「顧客本位の業務運営に関する原則」の策定、金融事業者による採択(プリンシプル・ベースのアプローチ)
 - ⇒ 金融事業者において、ベスト・プラクティスを目指した主体的な創意工夫が行われ、形式ではなく実質において顧客本位の業務運営が実現されるための環境整備が必要

[実践的な投資教育の推進]

- 家計には、実践的な投資知識(長期・積立・分散投資の有効性など)を身に付けてもらう必要
 - ⇒ 投資初心者をはじめとする家計向けの実践的な投資教材を作成し、活用を促進
 - ⇒ 職場つみたてNISA、DCの導入をきっかけとした投資教育の展開

つみたてNISAの概要

非課税投資枠等	年間投資上限額: 40万円 、非課税保有期間: 20年間 、投資可能期間: 平成30年～49年 (20年間)
投資対象商品	<p>公募株式投資信託の場合、以下の要件をすべて満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 販売手数料はゼロ (ノーロード) ○ 信託報酬は一定水準以下 (例: 国内株のインデックス投信の場合 0.5%以下) に限定 ○ 顧客一人ひとりに対して、その顧客が過去1年間に負担した信託報酬の概算金額を通知すること ○ 信託契約期間が無期限又は20年以上であること ○ 分配頻度が毎月でないこと ○ ヘッジ目的の場合等を除き、デリバティブ取引による運用を行っていないこと
投資方法	契約に基づく定期かつ継続的な方法による買付け
現行NISAとの関係	一般NISAと 選択 して適用可能
受付・購入	買付開始: 平成30年1月1日 (受付開始: 平成29年10月1日)



一般NISAとつみたてNISA

一般NISA

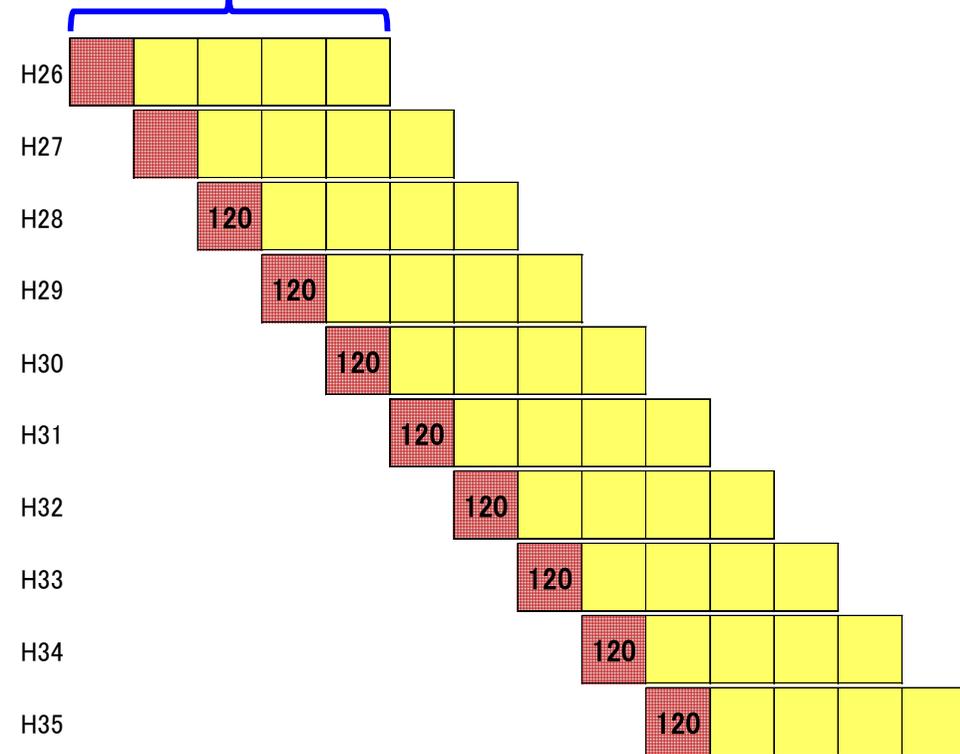
- ・年間投資上限：**120万円**
- ・非課税で持ち続けることのできる期間：**5年間**
- ・非課税枠：**600万円**(120万円×5年)

いずれか
選択制

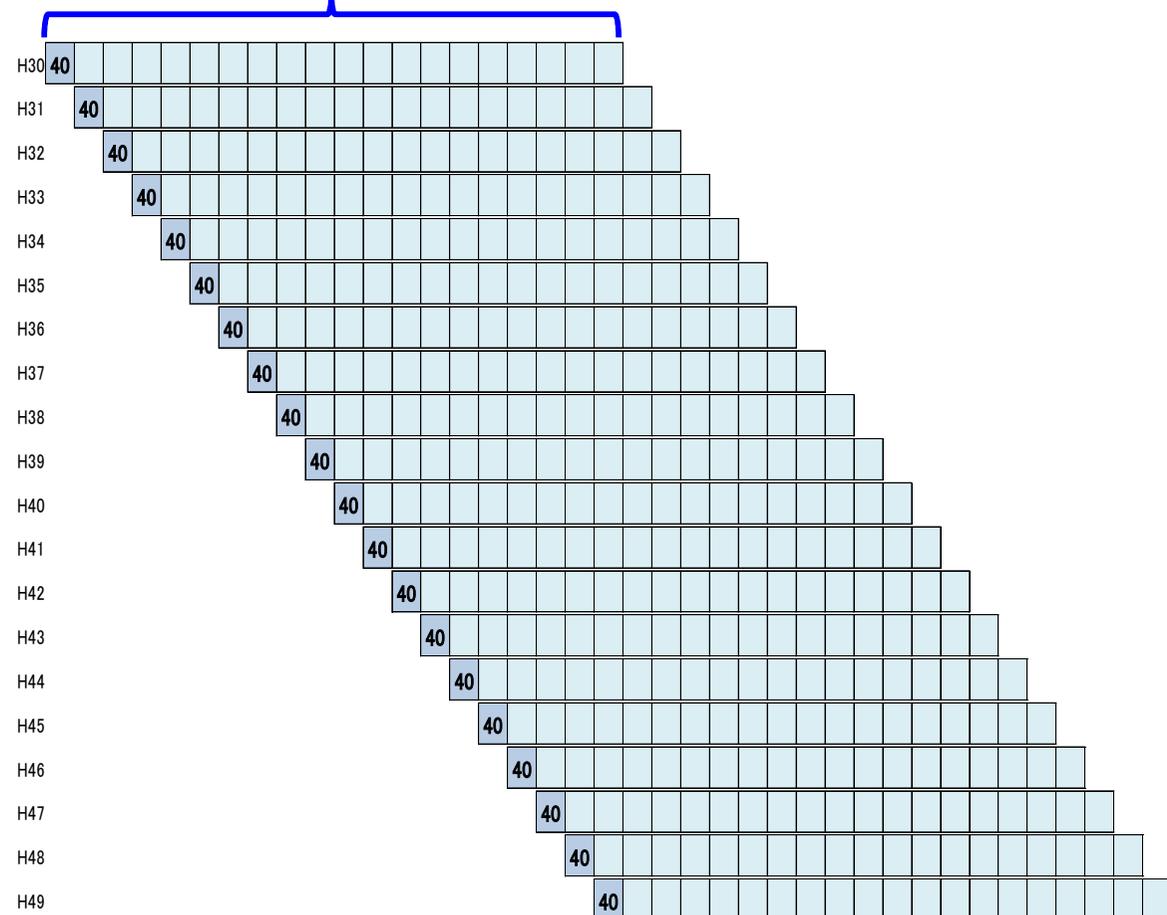
つみたてNISA(来年1月から開始)

- ・年間投資上限：**40万円**
- ・非課税で持ち続けることのできる期間：**20年間**
- ・非課税枠：**800万円**(40万円×20年)

5年間



20年間



つみたてNISAに関するよくあるご質問(FAQ)

○ つみたてNISAでは、買い付ける商品を変更することは出来ないのか。

- 買い付ける商品は、いつでも変更することができます。
- なお、過去につみたてNISAで買い付けた商品を、別の商品に入れ替えること(スイッチング)は出来ません。

○ つみたてNISAを始める際、既に一般NISAで保有している商品は、売却する必要があるのか。

- 既に一般NISAで保有している商品を売却する必要はありません。
- 購入時から5年間はそのまま非課税で保有可能で、売却も自由です。

○ つみたてNISAでは、20年以内に売却しなければ、非課税の恩典を受けられないのか。

- 20年以内に売却しなくても、非課税の恩典は受けられます。
- 20年の非課税期間が終了する際、その時の時価で課税口座(特定口座又は一般口座)に払い出されることとなり、つみたてNISAで保有していた間の値上がり分には課税されません。

投資について考えてみよう！



○ 投資（広辞苑）

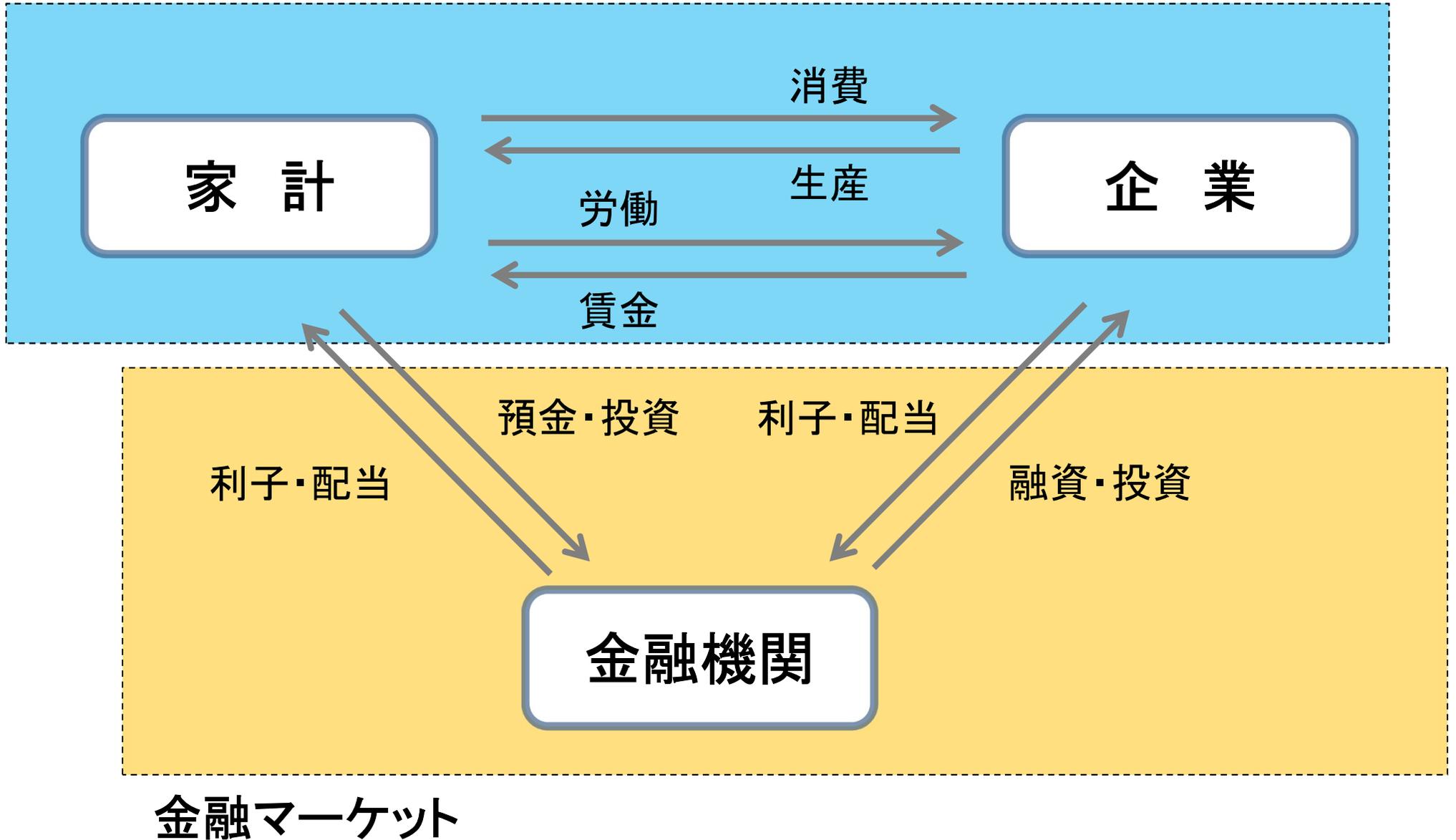
- ✓ 利益を得る目的で、事業に資金を投下すること
- ✓ 比喩的に、将来を見込んで金銭を投下すること
- ✓ 元本の保全とそれに対する一定の利回りを目的として貨幣資本を証券（株券および債券）化すること

○ **investment**（Merriam Webster Learner's Dictionary）

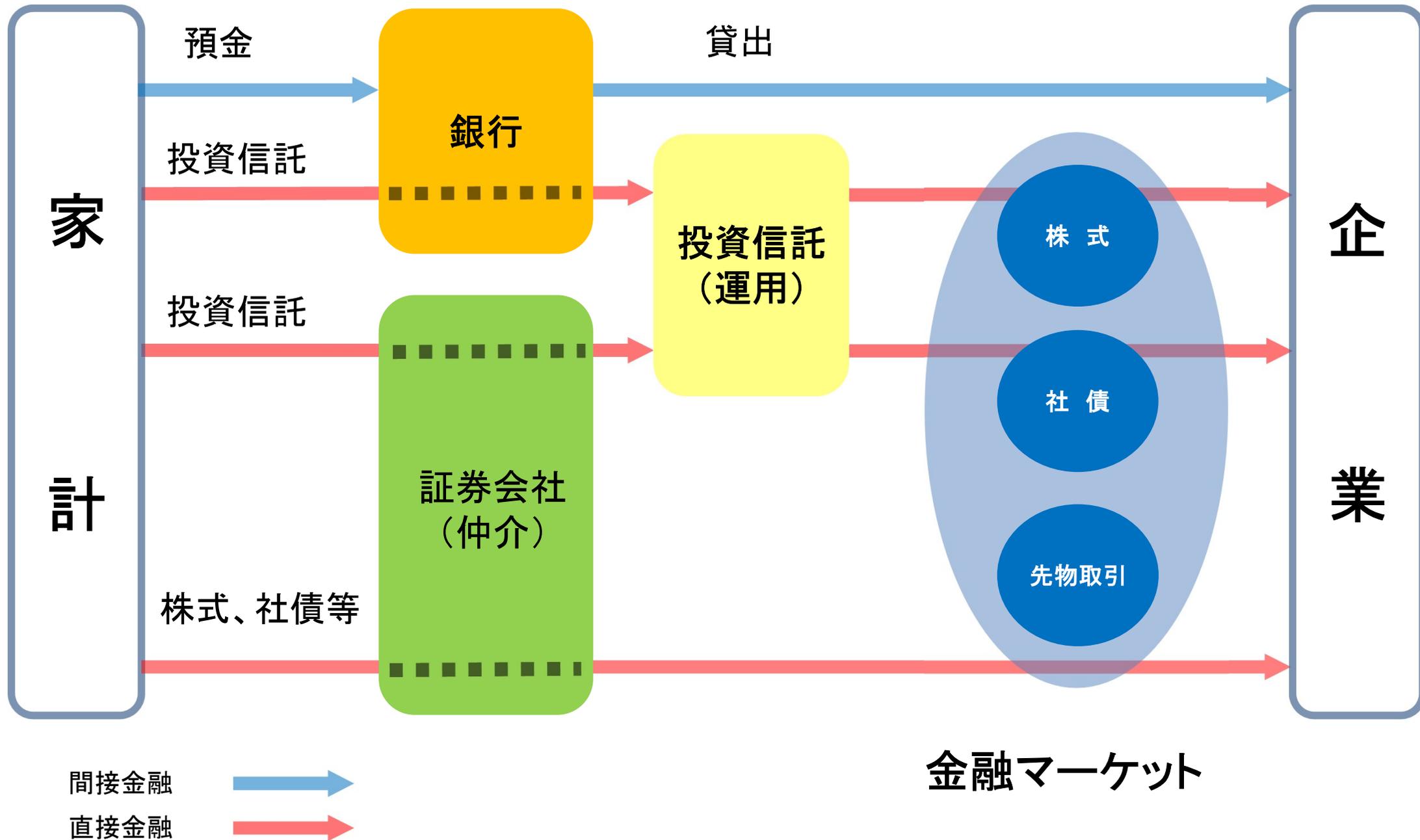
- ✓ the act of using money to earn more money
- ✓ the act of spending money on something that is valuable or expected to be useful or helpful
- ✓ the act of giving your time or effort in order to accomplish something or make something better

資金の流れ①(実体経済と金融マーケット)

実体経済

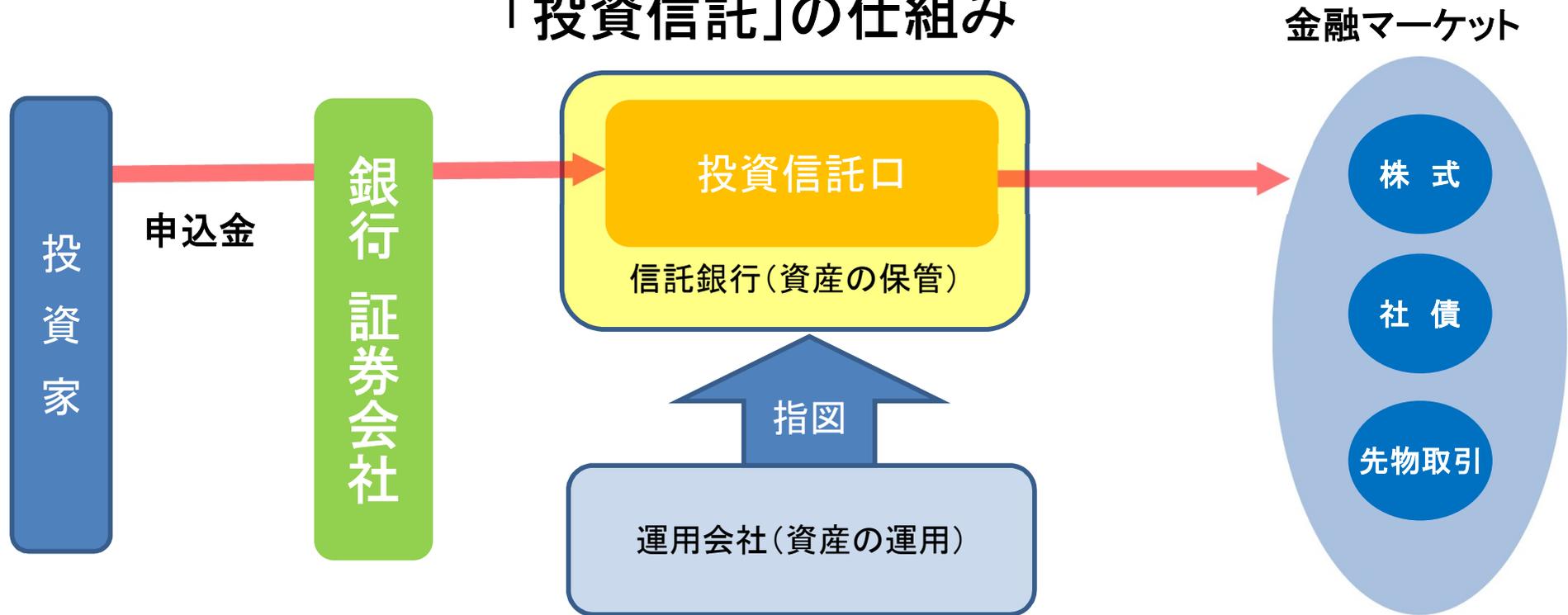


資金の流れ②(間接金融と直接金融)



資金の流れ③(投資信託)

「投資信託」の仕組み



- 投資をするほどのお金がない！
 - 少額(例えば、1,000円から)でも投資が可能
- どの会社に投資したらよいか、わからない！
 - 分散して(例えば、マーケット全体に)投資することが可能

日経平均株価指数に20年間つみたて投資をした場合

期間: 1998/01/01 から 2017/12/31



— 日経平均株価指数

■ 積立総額

本資料は情報提供を目的としており、いかなる投資の推奨・勧誘を行うものではありません。過去のパフォーマンスは将来のリターンを保証するものではありません。
本資料はイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社の著作物です。イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社の承諾なしの利用、複製等は損害賠償、著作権法の罰則の対象となります。

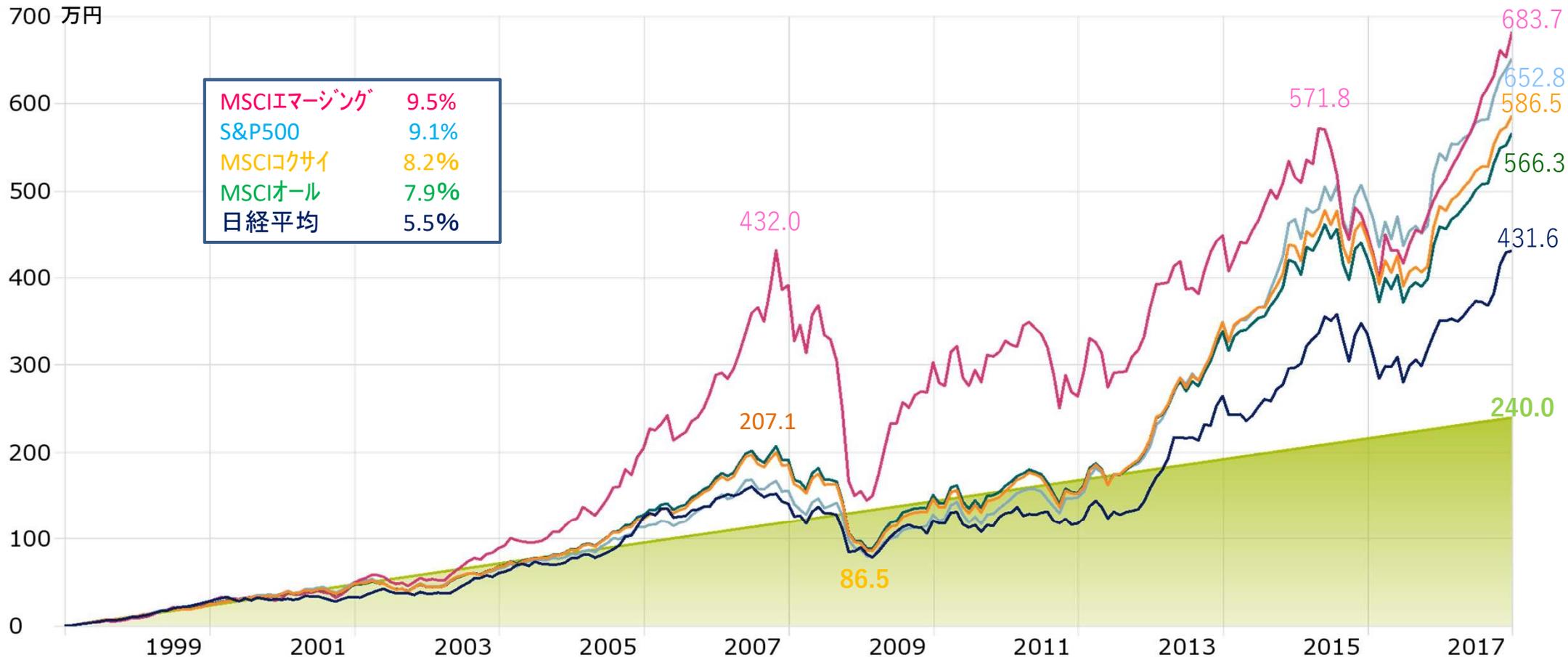
※株価指数に直接投資することはできません。データは投資コスト、税金などを考慮していません。

Copyright ©2018 Ibbotson Associates Japan, Inc.

出所: Morningstar Direct

世界の主な株価指数に20年間つみたて投資をした場合

期間: 1998/01/01 から 2017/12/31



— 日経平均株価指数	431.6	— MSCIコクサイ (グロス)	586.5	— MSCIオールカントリー (グロス)	566.3
— MSCIエマージング・マーケット (グロス)	683.7	— S&P 500種株価指数 (配当込み)	652.8	■ 積立総額	240.0

本資料は情報提供を目的としており、いかなる投資の推奨・勧誘を行うものではありません。過去のパフォーマンスは将来のリターンを保証するものではありません。
 本資料はイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社の著作物です。イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社の承諾なしの利用、複製等は損害賠償、著作権法の罰則の対象となります。
 ※株価指数に直接投資することはできません。データは投資コスト、税金などを考慮していません。

Copyright ©2018 Ibbotson Associates Japan, Inc.

出所: Morningstar Direct

投資（資産形成）にあたってのポイント

	ポイント	つみたてNISA
長期投資	投資を始めたら、長期間続けること！	長期保有を前提とした制度 (非課税期間は20年間)
積立投資	投資のタイミングをとらえるのは難しい！ 定期的に自動的に買付！	買付けの方法は、 積立投資に限定
分散投資	分散投資でリスクを軽減！（資産の分散 と地域の分散）	対象は、国内外の株式・債券等に 分散 して投資する投資信託
手数料	信託報酬は、長期の運用成果に大きな 影響！	信託報酬が低く、販売手数料もノーロード(0円)の 低コスト商品に限定
分配金	毎月、分配金を受け取ることは、長期の 運用には向かない！	毎月分配型でない商品が対象
税金	原則、運用益は課税(20.315%)	運用益は 非課税

「つみたてNISA」なら、すべての
ポイントをおさえてるね！



iDeCoとつみたてNISA！



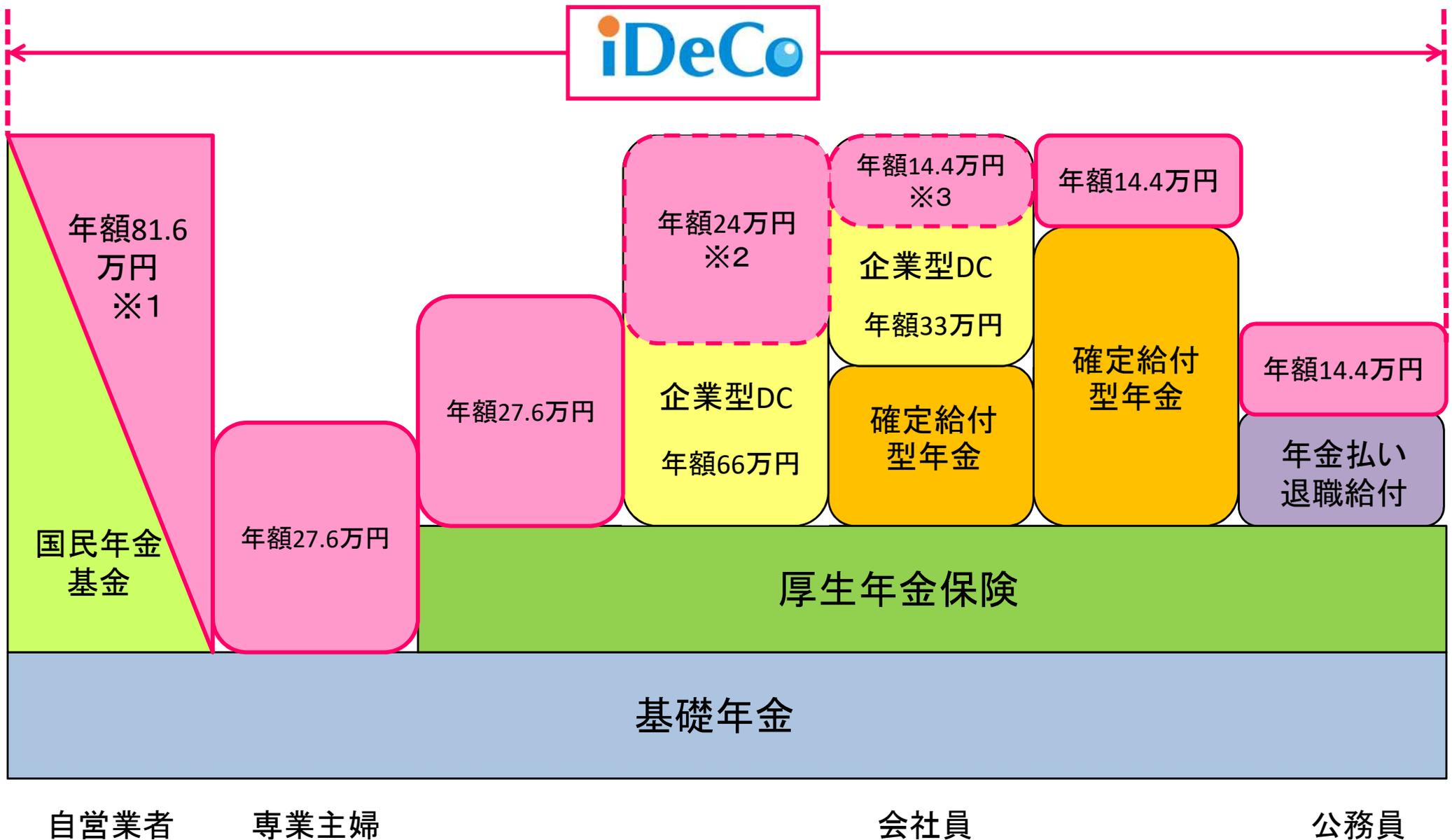
iDeCoとつみたてNISA

	iDeCo（平成29年1月～）				つみたてNISA（平成30年1月～）
対象者	自営業者	専業主婦	会社員	公務員	20歳以上の居住者
年間拠出額	81.6万円	27.6万円	14.4万円 (※1)	14.4万円	40万円
非課税期間	制限なし				20年間
投資可能商品	投資信託・保険商品 公社債・預貯金など				長期の積立・分散投資に適した一定の 投資信託で租特令・告示の要件を満たすもの
払出し制限	60歳まで（例外あり※2）				なし
税制上の メリット	掛金が全額所得控除 運用益が非課税 受給時の退職所得控除等				運用益が非課税

※1 企業年金等に参加していない場合、年間拠出額は27.6万円。企業年金等のうち企業型DCのみに参加している場合、年間拠出額は24万円。

※2 一定の要件を満たした場合、脱退一時金の受取りが可能。

iDeCoの加入対象



※1 国民年金基金との合算枠

※2 企業型DCへの事業主掛金の上限が年額42万円とすることを規約で定めた場合に限る

※3 企業型DCへの事業主掛金の上限が年額18.6万円とすることを規約で定めた場合に限る

年金制度とNISAの課税関係

	拠出時	運用時	払出時
公的年金 (課税繰延制度)  実質は	所得控除 E	特別法人税(1.173%)※1 T	年金(雑所得) T
	E	凍結(H11~H32年)※2 E	退職・公的年金控除※3 E'
つみたてNISA (非課税制度)	T	E	E

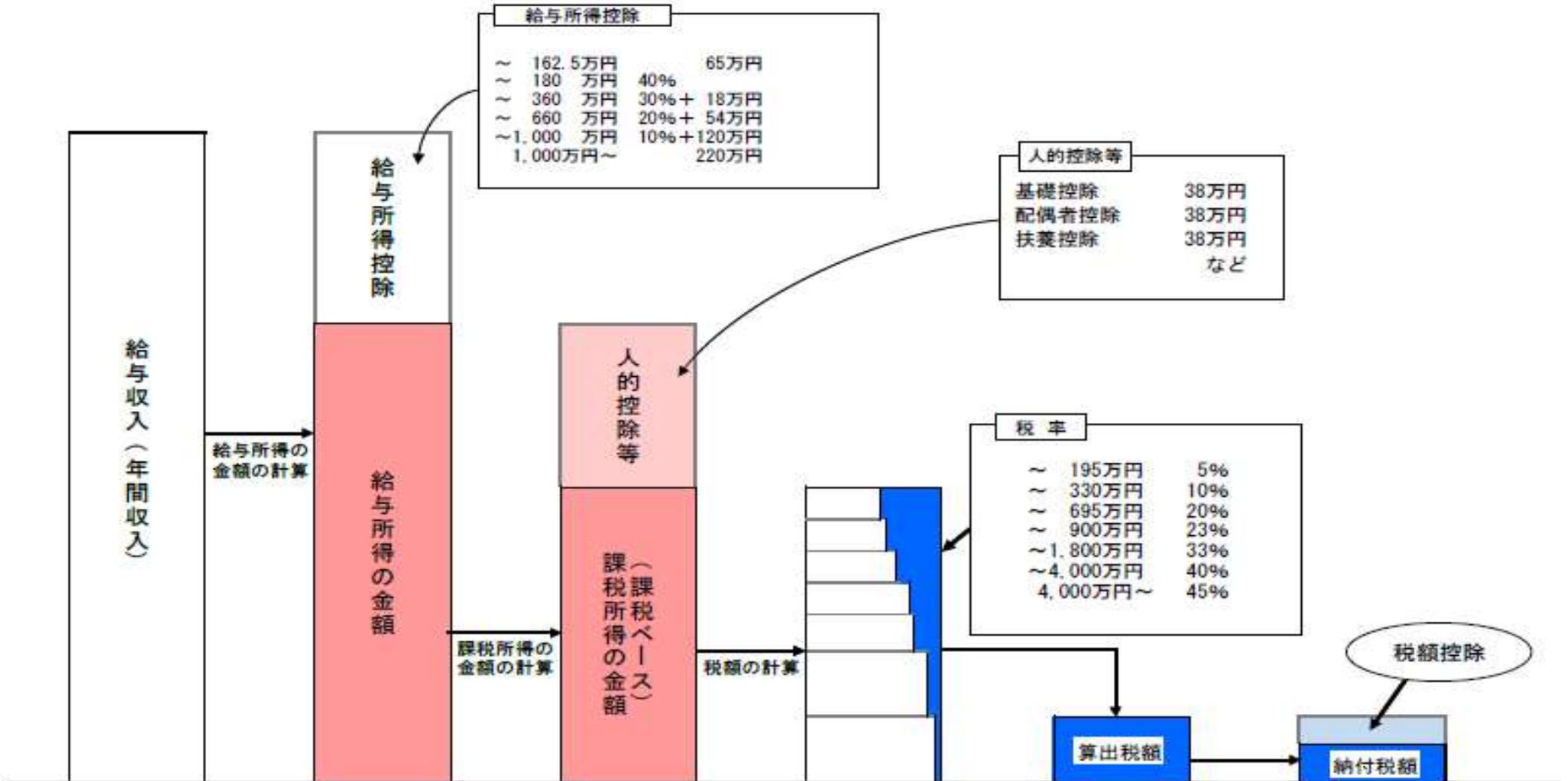
※1 法人税法8条、83条、87条

※2 租税特別措置法68条の4

※3 退職所得控除=40万×勤続年数(20年超は70万円)

公的年金控除(最低保障額)=120万円(65歳未満は70万円)

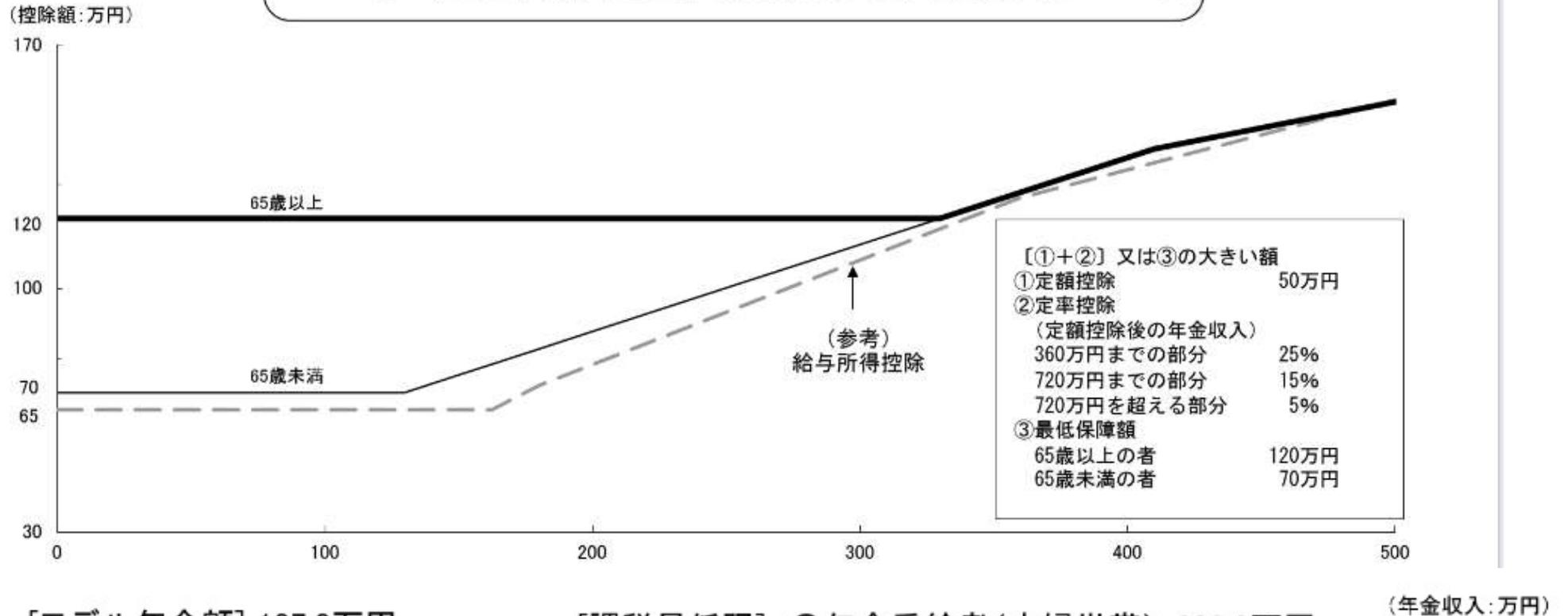
給与所得者の所得税額計算のフローチャート



(出典)財務省HP「所得税計算の仕組み」

公的年金等控除制度の概要

- 対象とされる公的年金等の範囲（次の制度に基づく年金）
 - ・ 国民年金
 - ・ 厚生年金
 - ・ 厚生年金基金、国民年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金 等



[モデル年金額] 187.8万円
(平成28年度)

[課税最低限] ○年金受給者(夫婦世帯): 208.0万円
(現行) (参考)給与所得者(夫婦世帯): 168.8万円

(注1)モデル年金額は、平均的な賃金で40年加入の場合のサラリーマンの受け取る年金額(26年度物価スライド実施後)である。

(注2)年金受給者の課税最低限は、本人は65歳以上の者、配偶者は70歳未満の者で構成する夫婦世帯のものである。

(出典)財務省HP「公的年金等控除制度の概要」

退職所得の課税方式

○他の所得と区分して次により分離課税

- ・ (収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2 (注) = 退職所得の金額

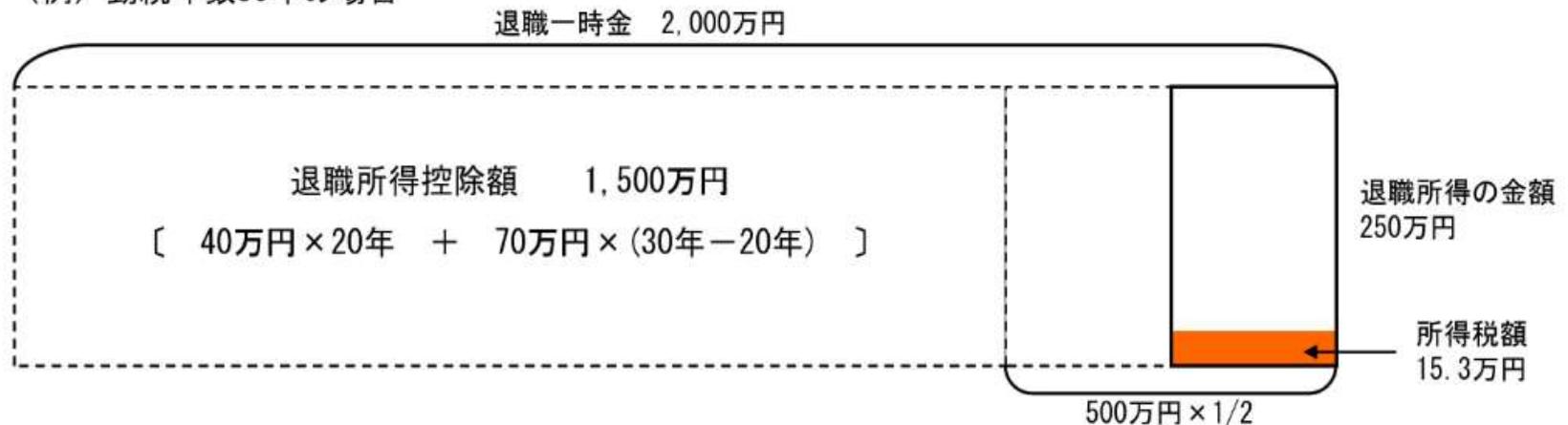
勤続年数20年まで	1年につき40万円
勤続年数20年超	1年につき70万円

(注) 勤続年数5年以下の法人役員等の退職金については、2分の1課税を適用しない。

- ・ 退職所得の金額 × 税率 = 所得税額

課税所得金額	税率
195万円以下	5%
330万円以下	10%
695万円以下	20%
900万円以下	23%
1,800万円以下	33%
4,000万円以下	40%
4,000万円超	45%

(例) 勤続年数30年の場合



(出典) 財務省HP 「退職所得の課税方式」